

地域金融円滑化のための基本方針

東栄信用金庫

東栄信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、営業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

東栄信用金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり必要な態勢整備を図っております。

- ① 理事会において、金融円滑化管理方針のほか、金融円滑化管理規程の策定、金融円滑化管理責任者の選任等を決議しております。
- ② お客様のご相談にきめ細かに対応するため、各営業店に「ご相談コーナー」を設置しております。
- ③ お客様へのきめ細かな経営改善支援を行うため、本部の企業支援課にお取引先企業の相談窓口を設置しております。
- ④ お客様の事業価値を適切に見極めることができるよう役職員の能力向上に努めるとともに、中小企業診断士等と職員が一体となって、経営改善に向けた支援活動を行っております。

3. 貸付条件の変更等に関する取組み

当金庫は、貸付条件の変更等に関する取組みの実施に際して、以下の事項の確保を図ります。

- ① 中小企業者または住宅資金借入者であるお客様からの貸付条件の変更等の相談・申込みに対応することの確保
- ② 中小企業者であるお客様から事業再生 ADR 手続や企業再生支援機構を通じた事業の再生手続に関するご要望をお受けした場合には、事業の改善、再生の見通し等を十分に検討し、可能な限り適切に対応することの確保
- ③ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、経営者保証に関して適切に対応することの確保
- ④ 住宅資金借入者であるお客様からの貸付条件の変更等について、他の金融機関、住宅金融支援機構が関係している場合には、当該者と緊密な連携を図ることの確保

4. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めております。

5. お客様からのご相談窓口について

ご返済条件の変更等に関するご相談及び苦情相談につきましては、現在お取引いただいている各営業店の「ご相談コーナー」をご利用下さい。

なお、本部にも苦情相談窓口を設置しておりますので、ご利用下さい。

東栄信用金庫 リスク管理部 電話番号 03-5607-1131

お問い合わせ時間 平日 9:00~17:00 (金庫休業日除く)